

2019年9月19日 S O F T I C 判例ゼミ

知的財産高等裁判所令和元年5月30日中間判決〔マリカー事件〕
平成30年（ネ）第10081号：不正競争行為差止等請求控訴事件
平成30年（ネ）第10091号：著作権侵害差止請求権不存在確認請求反訴事件
コメントサマリ及び所感

1. ゼミにおけるコメントサマリ

・原審（地裁）判決に関して

✓ 原審では、不競法との選択的併合を理由として著作権法の適用について判断されなかったが、両法律に基づく差止による効果は異なるため（不競法に基づく差止は不正競争行為の範囲内での差止であり、著作権法に基づく差止よりも狭い）、本当に選択的併合の関係にあるのか疑問が残る。そもそも原審において選択的併合は当事者が主張したものではなく、裁判所が著作権による判断を回避することを目的として持ち出した論理のように感じる。

・不正競争行為に関して

✓ 原審とは異なり、中間判決が被告標章等（マリカー、MariCar、MARICAR、maricar）の使用行為を不競法2条1項2号（著名表示冒用行為）に基づき不正競争行為と認めたのは、同項1号の要件である「混同」について判断を避ける意図があったのではないかと推察される。

✓ 中間判決は、商品等表示の判断に当たり、「キャラクターが商品等表示足り得るためには、その性質上、特別顕著性は必ずしも必要ない」と言い切っているが、その根拠が示されていないため、疑問が残る。知財高裁は、マリオ等のキャラクターの周知性・著名性をもって、「商品等表示」として出所識別機能を果たしていると判断しているように思われるが、商品等表示の認定には、特別顕著性も加えて検討すべきではないだろうか。

・全体として

✓ 一審原告側を勝たせることに寄った、結論ありきの判決のように感じる。裁判所は論点になり得る事項の明確な判断を避け、著名性と周知性のみに重きを置いて判断した印象を持った。

✓ 今回の判決から、不競法2条1項1,2号は被害者にとって使い勝手が良い法律だと改めて

感じた。不正競争行為の認定には裁判所の裁量の幅が大きく、要件充足のためのハードルが高いのは確かだが、本件のように著作権法に基づく請求が認められにくいような場合でもフリーライド等された被害者の権利救済をすることができる。

2. 所感

> 山本

本事件が多様な争点を含む中、特に不競法の観点を中心に検討を行ってゼミに臨んだが、ゼミの場では、地裁判決も含め著作権と絡んでの議論がよく交わされ、自分では考えが及ばなかった観点のご意見を多々いただいた。

今回、地裁判決と知財高裁中間判決の両方を精査することで、裁判の流れや、不競法と著作権法の理解が大変深まった。今後の損害論の議論も注視したい。

> 輪湖

「任天堂は無関係」の打消し表示を商標出願している等、被告の任天堂が築き上げたブランドへのただ乗り行為の悪質性に鑑みれば、本中間判決の結論は妥当と考えるが、上記ゼミでの意見にあるように、根拠が曖昧で判決文の内容は中々腹落ちしないものだった。ライセンスビジネスを潰さないようにする配慮や世間の話題性などの社会的影響が大きく判断に影響を及ぼしているように感じた。

ゼミの議論を通じて、裁判所が判断の裁量を大きく思っているがゆえに、今回のように結論ありきの判断がなされてしまうことが新たなサービスへの足枷になり得ることもあるのではないかと思う。被告ビジネスについてサービスとしてはありという認識を持っておられる弁護士の先生方が複数名いらっしゃったことが印象的でした。